

## **[事案 27-266] 転換契約無効請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足により、誤解にもとづいて契約を転換したとして、転換契約の無効を求め、予備的に募集人の説明義務違反に基づく損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 63 年 5 月に契約した定期保険特約付終身保険（契約①）から、平成 26 年 10 月、5 年ごと配当付介護年金保険（契約②）に転換したのは、以下のとおり、誤解によるものなので、契約①に戻してほしい。

- (1) 契約①の保障内容に満足していたが、契約①の保障内容に加えて、医療保障も手厚くした上で、契約者貸付への弁済もできるものと誤信した。募集人から、契約①の解約返戻金が契約者貸付への弁済に充てられ、死亡の保障が転換により失われることの説明がなかった。
- (2) 契約を転換する場合に、その時点で改めて告知が必要で、告知時までの疾病については保障されない（又は制限される）ことについての説明がなく認識していなかった。募集人は、契約②に加入して特別条件がついたときに、契約①の保障を維持した方が自分にとって有利であることを説明すべきであった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約②の設計書を作成し、交付した上で説明している。この設計書には、転換前後で保障内容がどのように変更になるか、分かりやすく説明されており、募集人は口頭でも説明している。
- (2) 募集人は、契約者貸付について毎年利息が付加されることを説明し、また、転換をした場合には併せて契約者貸付が精算されることは説明したが、ことさらに契約者貸付を精算する必要性を強調したわけではないし、そのために転換をすることを強く勧めたわけではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約②の契約時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人の事情聴取は、以前に打切りとなった、本件と同一当事者で同一の内容の申立ての審理の際に行っているため、それを本件の判断の基礎とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。